

## 11. 種の保存事業 シジュウカラガン羽数回復事業

シジュウカラガンは、かつてはアリューシャン列島で繁殖し、北米西海岸で越冬するものと、千島列島で繁殖し、日本で越冬するものがいた。しかし、20世紀初めに毛皮を得る目的で繁殖地の島々にキツネが放たれたため、その影響で生息数が激減し、一時は絶滅したものと見られていた。幸い1962年にアリューシャン列島の一部で奇跡的に生存していることが確認され、その後アメリカ合衆国政府の手厚い保護と増殖活動によって、アリューシャン列島の個体群は絶滅の危機を脱するところまで羽数を回復している。これに対して、日本では1935年頃まで宮城県の黒川郡、多賀城市、そして仙台市内でも数百羽の群れが越冬していたが、その後渡来数が激減し、宮城県北部の伊豆沼周辺でマガンの群れ中で数羽が見られる程度となり極東地域のシジュウカラガンは絶滅の危機に瀕していた。

そこで、仙台市八木山動物公園は、ロシア科学アカデミーカムチャツカ太平洋地理学研究所、日本雁を保護する会と共同で、絶滅の危機に瀕しているシジュウカラガンの羽数を回復し、渡り鳥として再び蘇らせる事業を行った。

すなわち、アメリカ合衆国と八木山動物公園から運んできたシジュウカラガンをカムチャツカ施設で繁殖させ、その幼鳥を群れで旧来の繁殖地である北部千島列島のエカルマ島に放鳥することにより、エカルマ島と旧来の越冬地である宮城県仙台平野間の本来の渡りのコースをたどる個体群を回復させようとするものである。調査の結果、エカルマ島にはシジュウカラガンの生息に有利な自然環境が維持されており、キツネなどの捕食性動物の存在も認められなかった。

エカルマ島での放鳥実験は、平成7年度から平成12年度まで通算6回行い合計119羽放鳥した。我が国への渡りが見られたのは、平成9年度の4羽と平成11年度の1羽の計5羽のみで、すべて2歳未満の個体であった。越冬中に死亡した1羽を除いた4羽は越冬後に北帰が確認された。その他の放鳥個体も含め、エカルマ島への帰還は確認されなかったが、それらのものと考えられる採食痕が島内で発見された。過去6回の放鳥実験から、飛翔経験の乏しい2歳未満の個体をより大きな群れで放鳥することによって、越冬のための南下が促されることが示唆された。

平成13年度は2歳未満の個体を50羽程度の群れで放鳥できるように、繁殖のための部屋を増やすなどの整備を行った。平成14年度からエカルマ島での本格的放鳥を開始し、17年度までに毎年50～70羽を放鳥した。平成18年度には87羽、平成19年度はロシア単独で39羽を放鳥し、平成17年度には放鳥した個体のうち11羽の飛来が確認された。その後の飛来数は年々増加し、平成18年度には放鳥個体17羽と繁殖次世代と思われる足環標識のない野生個体23羽が飛来した。平成26年度は、一つの個体群を維持していくのに最低限必要な数1,000羽超えの1,070羽が飛来し、同年、日本雁を保護する会と共に「野生生物保護功労者表彰」の環境大臣賞を受賞した。平成29年には、82年ぶりに仙台市内への飛来も確認され、令和3年度には8,000羽を超える宮城県内への飛来が確認された。



宮城県大崎市古川富長東にて  
(2021年12月3日)

撮影者 池内 俊雄氏  
(雁の里親友の会事務局長)

## 繁 殖 賞 受 賞 の 状 況

受 賞 年 月 日	動 物 名	受 賞 年 月 日	動 物 名
1968/3/10	インドジャッカル	1985/4/11	ウォータードラゴン
1971/2/17	アフリカスイギュウ(人工)	1985/5/16	チョウゲンボウ
1971/5/20	カナダガン	1985/5/30	シジュウカラガン(人工)
1972/5/22	アフリカスイギュウ	1985/7/1	シジュウカラガン
1973/5/28	カナダガン(人工)	1986/6/19	トウホクアカシカ
1980/5/20	マゼランガン	1988/6/6	オオタカ
1981/3/31	フクロウ(人工)	1989/4/15	ニホンイヌワシ(人工)
1982/2/20 1982/2/24	ハワイガン(人工)	1989/4/16	チョウゲンボウ(人工)
1983/4/16	フクロウ	1989/4/18	ノスリ(人工)
1983/8/29	アカダイショウ(人工)	1990/3/3	トッケイヤモリ
1984/5/26	ハワイガン	1992/5/18	チャイロバシリスク(人工)
1984/6/24	コロンビアクジャクガメ	1992/7/31	チャイロバシリスク



公益財団法人 日本動物園水族館協会

### 初繁殖認定要綱（抜粋）

（対象）

- 第3条 この認定は繁殖後6か月以上生存した繁殖動物を対象とする。ただし、本来寿命が短く成長率の大きな動物にあっては、6か月以内であっても性成熟に達した時点で対象となるものとする。
- 2 哺乳類、鳥類、爬虫類においては認定区分を自然、人工育成、人工繁殖に分ける。  
この場合「人工育成」、「人工繁殖」の定義については細部基準に定める。
  - 3 両生類、魚類、無脊椎動物においては認定区分を設けない。